

横浜市職員の再就職に関する取扱要綱

制 定 平成19年11月 1 日行人第 908号（局長決裁）
最近改正 令和 5 年 3 月23日総人第1715号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市（以下「本市」という。）を退職し、外郭団体、関係団体等及びその他団体に再就職する職員の取扱い等に関し必要な事項を定め、本市を退職する職員の再就職の公正性、透明性及び信頼性を確保するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 退職予定職員 60歳に達する年度の末日時点で課長級以上の職員（医師及び歯科医師を除く。）のうち、60歳に達する年度以降、定年により年度末までに本市を退職することが予定されている職員及び定年となる年度より前に退職を希望する職員とする。
- (2) 退職者 既に本市を退職した者で、退職時又は60歳に達する年度の末日時点で課長級以上であった職員（医師及び歯科医師を除く。）とする。
- (3) 外郭団体 「外郭団体等の指導・調整に関する要綱」第2条第1項第1号に規定する団体とする。
- (4) 関係団体等 「外郭団体等の指導・調整に関する要綱」第2条第1項第2号に規定する団体及び、主な事業として本市区民利用施設の維持・管理を行う区民利用施設協会等とする。
- (5) その他団体 前2号に規定する団体以外の団体とする。

（再就職の手続）

第3条 退職予定職員のうち、定年により年度末までに本市を退職することが予定されている職員は、退職及び退職後の就労等に関する意向確認の際に、退職後の就労希望の有無に関わらず、この要綱及び「外郭団体等役員及び職員の人事及び給与の基準に関する要綱」（以下「外郭団体要綱」という。）の内容を承諾した上で、「退職予定者意向調書兼人材情報登録申込書（定年退職者用）」（様式1-1）を、総務局人事課へ提出（区局人事担当課経由）し、人材情報として登録するものとする。

2 退職予定職員のうち、定年となる年度より前に退職を希望する職員は、退職及び退職後の就労等に関する意向確認の際に、この要綱及び外郭団体要綱の内容を承諾した上で、「退職予定者意向調書兼人材情報登録申込書（定年前退職者用）」（様式1-2）を、総務局人事課へ提出（区局人事担当課経由）し、人材情報として登録するものとする。

3 退職予定職員の採用を希望する団体（以下「採用希望団体」という。）は、この要綱及び外郭団体要綱の内容を承諾した上で、「求人情報登録申込書」（様式2）を総務局人事課へ提出（外郭団体及び関係団体等（以下「本市関係団体」という。）にあっては、当該団体を所管する区局人事担当課経由）し、求人情報として登録するものとする。

（人材情報の提供）

第4条 総務局人事課及び区局人事担当課は、人材情報と求人情報を照合し、適任と認める退職予定職員を紹介するため、採用希望団体に対し人材情報を提供するものとする。

（採用）

第5条 人材情報の提供を受けた採用希望団体は、選考（面接等）を行い、採否を決定するとともに、その結果を総務局人事課に報告（本市関係団体にあつては、当該団体を所管する区局人事担当課経由）するものとする。

（確認書の提出）

第6条 前3条により採用希望団体に再就職する退職予定職員は、この要綱及び外郭団体要綱の内容を確認し、「確認書（本人用）」（様式3）を総務局人事課へ提出するものとする。

2 前3条により退職予定職員を採用する採用希望団体は、この要綱及び外郭団体要綱の内容を確認し、「確認書（団体用）」（様式4）を総務局人事課へ提出するものとする。

（再就職状況の公表）

第7条 職員の再就職に関する公正性及び透明性を確保するため、次の各号の定めるところにより、再就職の状況を公表する。

(1) 公表対象者は、次に該当する者とする。

ア 横浜市職員の退職管理に関する条例（平成28年2月横浜市条例第1号）第3条の規定による任命権者への届出をした者

イ 本市を退職後2年以内に地方公務員法（昭和25年法律第261号）附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により職員として採用された者で、60歳に達する年度の末日時点で課長級以上であった者

ウ 第6条第1項の規定により、確認書を提出した者

エ 横浜市職員の退職管理に関する規則第22条第5号に該当する者のうち必要と認められる者

(2) 公表する内容は、氏名、退職時補職名、退職日、再就職先の団体名、再就職先の役職名及び就任日とする。

(3) 公表の時期は、毎年7月とする。

(4) 公表の方法は、本市ホームページに掲載するほか、市民情報室において閲覧に供することとする。

（職務と密接に関係する営利企業への再就職の自粛）

第8条 本市を60歳に達する年度より前に退職することが予定される課長級以上の職員（医師及び歯科医師を除く。）、第2条に定める退職予定職員及び退職者は、退職後2年間は、その退職前5年間に主管した職務と密接に関係するその他団体のうち商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体（横浜市職員の退職管理に関する規則第8条に定める団体を除く。）への再就職を自粛することとし、区局長はこれを指導するものとする。

（副市長等退職者に関する特例）

第9条 第2条の規定に関わらず、本市副市長等が退職する場合は、第3条から第7条についてこれを準用する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本市職員の再就職について必要な事項は、総務局長が別途定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年11月5日から施行する。

- 2 課長級以上管理職員の再就職に関する取扱いについて（平成7年3月24日総人第744号総務局長通知）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に、既に本市を退職し、企業又は本市関係団体に再就職している者については第7条及び第8条を除き、なお従前の取扱いとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年2月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年12月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年9月7日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

退職予定者意向調書兼人材情報登録申込書 (定年退職者用)

【退職予定者人材情報】

補 職 名			
(ふりがな) 氏 名		職 員 番 号	
生 年 月 日			
役職定年時 の 職 位		職 名 (職 種)	
住 所	電話番号		
最 寄 り 駅	線	駅	
	(自宅から最寄り駅までの所要時間) 徒歩・バス・自転車 で 分		
健 康 状 態	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> その他 () 既往症等:		
資 格 ・ 免 許			

【再就職 (再任用) の意向について】

退 職 後 の 就 労 希 望	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない (※「ない」の場合、以下の欄は記入不要)	
現 時 点 で の 再 就 職 先	<input type="checkbox"/> 決まっている (再就職先名: 役職名:) <input type="checkbox"/> 決まっていない	
本 市 紹 介 に よ る 再 就 職	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない (※「希望しない」の場合、以下の欄は記入不要)	
希 望 す る 勤 務 地	<input type="checkbox"/> 横浜市内 (希望する方面、沿線など:) <input type="checkbox"/> 横浜市外も可	
希 望 す る 再 就 職 先	再任用	() 本市再任用ポスト【一般職員ポストを希望する場合は、その旨を明記】 (希望ポスト名:)
	再任用以外	() 本市関係団体 (外郭団体、関係団体、区民利用施設協会)、 その他民間企業及び非営利団体等【希望する業種等があれば、下記に記載】 (希望する業種等:)
<p>※全ての () 内に希望順位を数字で記入してください。</p> <p>※これまでの知識・経験や能力・適性等により選考するため、必ずしも意向どおりの再就職先となるわけではありません。</p>		

希望する具体的な職務内容 自らの知識・経験・能力等	(職務内容)
	(自らの知識・経験・能力等)
	(職務内容)
	(自らの知識・経験・能力等)
	(職務内容)
	(自らの知識・経験・能力等)
本市における実績	
希望する勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤（週 時間 / 週 日）
留意して欲しい事項 （家庭の状況等）	

「横浜市職員の再就職に関する取扱要綱」の内容（再就職状況の公表等）、「横浜市職員の退職管理に関する条例及び規則」の内容（退職職員の働きかけの禁止等）及び「外郭団体等役員及び職員の人事及び給与の基準に関する要綱」の内容（定年及び年収限度額等）を承諾のうえ、退職予定者意向調書兼人材情報登録申込書を提出します。

記入日 _____ 年 月 日

氏名 _____

※区局長記入欄

--

希望する具体的な職務内容 自らの知識・経験・能力等	(職務内容)
	(自らの知識・経験・能力等)
	(職務内容)
	(自らの知識・経験・能力等)
	(職務内容)
	(自らの知識・経験・能力等)
本市における実績	
希望する勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤（週 時間 / 週 日）
留意して欲しい事項 （家庭の状況等）	

「横浜市職員の再就職に関する取扱要綱」の内容（再就職状況の公表等）、「横浜市職員の退職管理に関する条例及び規則」の内容（退職職員の働きかけの禁止等）及び「外郭団体等役員及び職員の人事及び給与の基準に関する要綱」の内容（定年及び年収限度額等）を承諾のうえ、退職予定者意向調書兼人材情報登録申込書を提出します。

記入日 _____ 年 月 日

氏名 _____

※区局長記入欄

--

求 人 情 報 登 録 申 込 書

【法人情報】

(ふりがな)			
法人の名称			
代表者役職名	(ふりがな)		
	代表者氏名		
所在地	〒 ー		
事業内容			
資本金	万円	従業員数	名

【求人内容】

市役職定年時職位	<input type="checkbox"/> 区局長級 / <input type="checkbox"/> 部長級 / <input type="checkbox"/> 課長級 ※複数選択可
市退職区分	<input type="checkbox"/> 定年退職者を希望 / <input type="checkbox"/> 定年前退職者を希望 ※複数選択可 ※希望通りの区分の退職者を紹介できるとは限りません。
雇用期間	年 月 ～ 年 月
職 種	<input type="checkbox"/> 事務系 <input type="checkbox"/> 技術系（土木・建築・機械・電気・その他（ ）） <input type="checkbox"/> その他（ ）
役職・職名	
職務内容	
求める知識や経験等	
必要な資格・免許等	
勤務地	
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤： 時 分～ 時 分 <input type="checkbox"/> 非常勤：週 時間/週 日
年収見込（税込）	万円

【担当者】

(ふりがな)	電話/FAX	/
氏 名	E-mail	@

「横浜市職員の再就職に関する取扱要綱」の内容（再就職状況の公表等）及び「外郭団体等役員及び職員の人事及び給与の基準に関する要綱」の内容（定年及び年収限度額等）を承諾のうえ、求人情報登録申込書を提出します。

記入日 年 月 日

人事部門責任者役職名

氏 名

(様式3)

確 認 書 (本人用)

年 月 日

横 浜 市 長

所属・補職名

氏 名

私は、次の団体に採用されるにあたり、「横浜市職員の再就職に関する取扱要綱」及び「外郭団体等役員及び職員の人事及び給与の基準に関する要綱」に規定する内容について確認を行いました。

(団体名)

(様式4)

確 認 書 (団体用)

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地

法 人 の 名 称

代 表 者 名

印

当団体は、横浜市の退職者を採用するにあたり、「横浜市職員の再就職に関する取扱要綱」及び「外郭団体等役員及び職員の人事及び給与の基準に関する要綱」に規定する内容について確認を行いました。